

基本戦略ボードにおける 検討の進め方について (案)

平成23年11月16日
基本戦略ボード事務局

諮問第17号:知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方 (平成23年2月10日)の概要

1

諮問の理由

通信・放送の融合・連携等の本格化

- ブロードバンド・ゼロ地域の解消
- 地上デジタル放送への完全移行
- 通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の合理化等を図る放送法等の一部改正法の全面施行

ICTによる社会の姿の変容の進展

- 新技術等を活用した新たな事業モデルの登場による市場環境の変化
- 社会インフラ等へのICT利活用の可能性の拡大
- 知識・情報の活用による地域課題の解決や新たな文化等の創造
- 経済活動のグローバル化の進展と相まったICT産業のグローバル化の進展

ICT政策に求められていること

- 「知識情報社会」※構築のグローバルな進展への対応
- 我が国が抱える諸課題の解決のためのICT利活用への要請

→ 2020年頃に向けたICT総合戦略について検討が必要。

※「知識情報社会」:
ブロードバンド化・デジタル化された通信・放送ネットワークを通じて、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す社会

答申を希望する事項

- (1) ICT市場の構造変化と将来像
- (2) 今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性
- (3) その他必要と考えられる事項

主なスケジュール

- 2011年2月10日 諮問
- 7月25日 中間答申「東日本復興及び日本再生に向けたICT総合戦略」
- **2012年7月頃目途 最終答申**

知識情報社会の実現に向けて

当面のICT総合戦略

1. 通信インフラ等の耐災害性の強化
2. ICTによる地域の絆の再生・強化
3. ICT利活用による新事業の創出
4. ICTによるエネルギー制約克服への貢献
5. ICT分野における国際協調・連携の強化
6. ICT分野における研究開発の推進

東日本復興

同時並行的に推進

日本再生

知識情報社会

- 東日本復興及び日本再生の先にある実現すべき社会像（2020年頃を目途に実現）
- ブロードバンド化・デジタル化された通信・放送ネットワークを通じて、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す社会

これまでのICT総合戦略

「縦軸」の
情報化

ICT利活用の推進

行政

医療

教育

...

(個別分野)

研究開発等の推進

ICT利用環境の整備

ICT基盤(インフラ)の構築

今次震災での経験

ブロードバンド市場
における環境変化

今後のICT総合戦略

「横軸」の
取組強化

ICT利活用の推進

行政

医療

教育

...

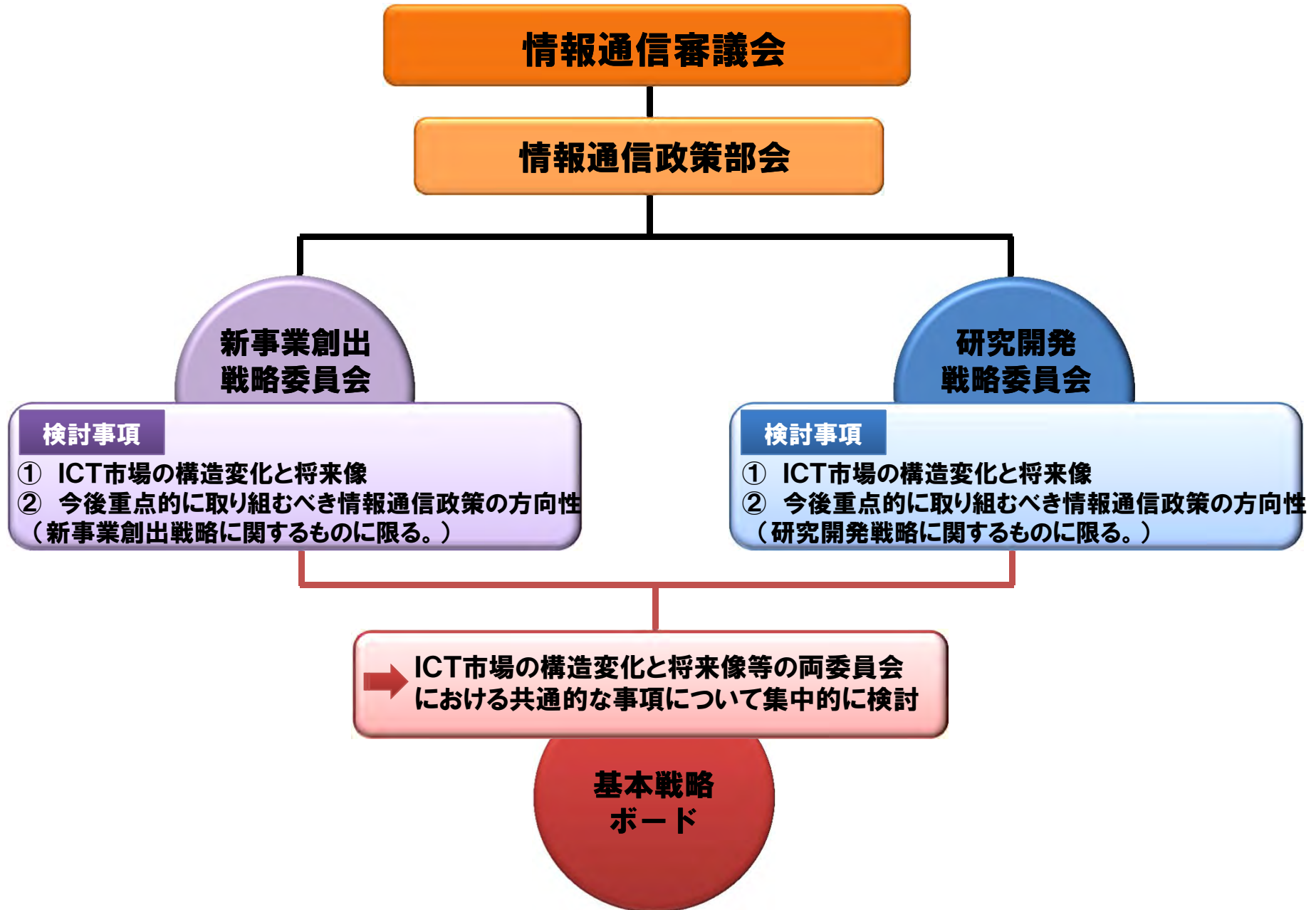
(個別分野)

研究開発等の推進

情報流通連携基盤の実現

ICT利用環境の整備

ICT基盤(インフラ)の構築



設置目的

- 2020年頃までを視野に入れた、「知識情報社会」の実現に向けた情報通信政策の在り方について、新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会における「今後重点的に取り組むべき情報通信政策の方向性」(新事業創出戦略及び研究開発戦略)の検討に資するため、それらの共通的な事項である、(1)ICT(通信・放送ネットワーク及びICT利活用)の進展を含む2020年頃の社会像、(2)今後取り組むべき課題及びICTサービス・システム等について、集中的に検討を行うため、両委員会の下に設置される合同ワーキンググループとして、基本戦略ボードを設置する。

主な検討事項

(1) ICT(通信・放送ネットワーク及びICT利活用)の進展を含む2020年頃の社会像

- ①2020年頃の社会像
- ②2020年頃までの通信・放送ネットワークの変化とその影響
- ③2020年頃までのICT利活用の変化とその影響

(2) 今後取り組むべき課題及びICTサービス・システム

- ①(1)において今後取り組むべき課題と成長が期待されるICTサービス・システム
- ②上記①のICTサービス・システムの進展シナリオ(2015年及び2020年)
- ③上記①のICTサービス・システムの実現による経済的効果・社会的効果

(3) その他留意すべき事項

検討スケジュール

- 平成23年11月に開催し、平成24年3月を目途に取りまとめ、新事業創出戦略委員会及び研究開発戦略委員会に報告する。なお、両委員会には、適宜、必要に応じ報告を行う。
- 本ボードでの検討に資するため、意見募集を実施する。

今後の検討スケジュール(案)

